
日本メディア英語学会 会誌投稿規定

日本メディア英語学会 会誌編集委員会

2011年3月22日

1. 会誌に掲載する論文の性格

日本メディア英語学会の機関誌である *MEDIA, ENGLISH AND COMMUNICATION* (日本語名「メディア・英語・コミュニケーション」=以下、会誌) は、メディア、英語およびコミュニケーションの各分野およびその関連領域に関する学術的または実践的な論考を中心に、本会の設立趣旨に照らして編集委員会が適切と認めたものを掲載する。

2. 原稿の種類と内容

本学会誌掲載の原稿は、依頼原稿と投稿原稿の2種類に分かれる。依頼原稿には、本学会の主催する年次大会や各種研究例会における講演または発表原稿に基づくもの(招待原稿)、および学会事務局による活動報告や各種通知等が含まれる。投稿原稿には、本会会員による「研究論文」「研究ノート」「実践報告」「その他」の4種類があり、それぞれ以下に示す内容とする。

- 研究論文 (Research Paper): メディア、英語およびコミュニケーションにかかわる諸現象について理論的または実証的に考察した論文で、独自の知見を含むもの。
- 研究ノート (Research Notes): 研究論文および実践報告として最終的な形態に至る前の暫定的な考察を試論(または中間報告)としてまとめたもの、または論文としてまとめるには至らないが、他の研究者にとって有益と思われる情報や研究データをまとめたもの。
- 実践報告 (Pedagogical Report): メディア、英語、コミュニケーションおよびその隣接分野における教育実践に関する報告。ただし、単なる事実の列記や回想ではなく、実践内容に関する独自の考察や知見、提言または一般化等を含むものを対象とする。
- その他 (Others): 上記の区分以外のもので、編集委員会が適切と認めたもの。このカテゴリーには主として以下のものが含まれる。

※ 一般報告 [調査・活動・動向報告] (General Report): メディア、英語、コミュニケーションに関する研究、教育および実践に関する独自の調査報告(アンケート調査、聞き取り調査等)や、本会会員にとって有益な情報を含む国内外の新たな動向を紹介したもの(体験報告、学会その他の参加報告等)、および学会活動にかかわる各種報告(例会や講演会、シンポジウム等の報告)。

※ 学位論文要旨 (Dissertation Summary): メディア、英語、コミュニケーションの各分野および関連領域における最新の学位論文(修士論文または博士論文)の内容を簡潔に紹介したもの。

※ 書評 (Book Review): メディア、英語、コミュニケーションの各分野および関連領域に関する国内外の論文および書籍に関する論評。

投稿原稿については上記いずれの場合も原則としてすべて未発表の内容のものに限る。ただし、編集委員会が認めたものについてはこの限りでない。すでに口頭で発表したもの、または研究ノートやワーキングペーパーとして発行された論文については、相応の修正・発展を加えたものであること、およびその旨を明記してあることを条件に査読の対象とする。なお、投稿に当たって原稿の種類を明記しておくのが好ましい（第4条参照＝ただし最終的な判断は編集委員会が行う）。

3. 投稿者の資格

投稿者は原則として本学会会員に限る（会員の種類は問わない）。ただし、編集委員会の依頼による原稿についてはこれに限らない。なお、複数の著者によるものについては、本学会の会員が第1著者（筆頭著者）であることを要する。ただし、入会手続き中の者も含む。

4. 投稿方法と投稿先

投稿論文の原稿は、第10条および11条の規定に従って作成・保存した Microsoft Word 形式のファイルを、編集長宛の電子メールに添付して送付するものとする（ファクスおよび郵送による投稿は認めない。送付先メールアドレスについては学会ウェブサイトを参照）。

5. 提出物および提出部数

電子メールによる投稿は原本1部のみを添付ファイルとして送付し、メール本文中に以下の情報を箇条書きで記載すること。これらの情報の記載がない場合は投稿を受け付けない。

- 1) 投稿者氏名（ふりがな）
- 2) 所属機関・職名
- 3) メールアドレス
- 4) 論文題目（和文題目と英文題目を併記）
- 5) 投稿原稿の種類（「研究論文」「実践報告」「研究ノート」「その他」）

6. 原稿の返却

投稿された原稿はその採否にかかわらず返却しない。ただし、添付資料、図版等について返却を求める場合は、その旨、あらかじめ投稿の際に明記した上で、返送先を記入した返信用切手貼付済みの封筒を別途、編集部宛に送付すること。

7. 採否の決定、および採用後の提出物

投稿論文の採否、およびその種別（第2条参照）は編集委員会において最終決定し、投稿者に通知する。この決定に関する問い合わせは受け付けない。投稿論文の採用が決定した場合、指定の期日までに最終稿を提出しなければならない（ただし、すでに最終稿として十分な形式と内容が整っていると編集部が判断したものについては再提出を要しない）。また、提出物の内容・体裁等について編集委員会より別途、個別に指示することがある。この場合はその指示に従うこと。

8. 査読

投稿論文の査読は編集委員会の指名した複数の査読委員によって行われる。査読の結果は、編集委員長より各投稿者に電子メールによって通知される。

9. 使用言語

投稿論文は、和文または英文とする。ただし、必要に応じてこれ以外の言語による引用や例文を本文中に含めることができる。この場合は、和文または英文いずれかの訳を添えること。

注) 英語を日常使用言語としない著者による英文論文については、投稿に当たって適当なネイティブスピーカーまたはこれに代わる有識者による英文校正を受けておくこと。この手順を経ず投稿された英文論文で、著しい文法的逸脱その他の文章上の不具合がみられるものについては査読の対象としない。

10. 原稿の体裁

投稿論文は、(1) 論文表題、(2) 著者名と所属先、(3) 英文要旨、(4) キーワード、(5) 本文、(6) 謝辞、(7) 文末註、(8) 巻末資料、(9) 参考文献、(10) 書誌情報（和文要約を含む）の順に記載する（このうち (6) (7) (8) はオプション）。このほか、以下の点に留意すること。

- (3) の**英文要旨**は **150 words** 以内で作成する。
- (4) のキーワードは3つを標準とし、最大5つまで掲載することができる。なお、キーワードは同じものを英語と日本語で、それぞれ英文要旨と和文要旨の下に記入すること
- (7) の**文末註**について:註を加える場合は本文中の該当個所に**手動入力**で連番を加えた上で、論文の末尾に一括して記載すること（編集の都合上「脚註」は不可とする。また、ワープロの巻末註自動挿入機能は**使用しない**こと）。
- (9) の参考文献は原則として APA (American Psychological Association) 方式に準拠する。なお、英文表記と和文表記のものが混在する場合、まず英文表記のものをアルファベット順に並べた上で、その後に和文表記のものを五十音順に並べるものとする。
- (10) の書誌情報は、所定のテンプレートにしたがって記入すること。**和文要約は 500 文字以内**とする。
- 図表には連番を**手動**で付した上で適切なキャプションを加えること。
- インターネット上のウェブサイトに掲載されている論文等についてはその取得先アドレスを記入すること（この際、ウェブからデータを取得した年月日を添えること）。

11. ページ設定（文字数、行数、余白、フォント）

投稿原稿は、原則としてワードプロセッサを用いて作成する。和文の場合、上下左右各 30 mm の余白を設定した上で、1 ページ当たり 38 字×40 行で、メイリオ 9 ポイントを基準に、横書き 1 段組みで作成する。英文の場合も日本語の書式設定に準ずる。ただし、Arial 系統のフォントを使う場合は 10 ポイント、Times New Roman 系統のフォントは 11 ポイントを基準とする。なお、ワープロ入力に関しては、特に以下の点に留意すること。

- 本文中の各章節（セクション）にはそれぞれ適切な見出しを加え、見出しの前に 1 行ずつの空白行を設ける。
- 各セクションは原則として以下のように階層付けすること。ただし、特段の事由がある場合にはこの限りでない。

1. -----	1. -----
2. -----	2. -----
2.1 -----	2.1 -----
a) -----	2.1.1 -----
b) -----	a) -----
2.2 -----	b) -----
a) -----	2.2.2 -----
b) -----	a) -----
3. -----	b) -----

- **外字**および**機種依存文字・記号**は使用しない。
- 和文中の英語の語句の前後に半角相当の**スペース**を入れる。（例：これは sample です）
- 数字は特に理由のない限り**半角**を用いる。（例：2, 25, 2000）
- 和文の句読点には通常の**テン**（、）と**マル**（。）を使用。
- 英文原稿の場合、**ピリオドの後のスペースは 1 文字分**とする。
- 見出し番号、（箇条書き各項の）段落番号、図表番号などについてはそれぞれ**手動で連番を付すること**（ワープロの自動設定機能を使わない）。また、原稿の作成に当たっては**テンプレート、オートフォーマット等の各種入力支援機能は使用しないこと**。
- **セクション区切り、段組み等**は使用しないこと。
- 文中に挿入する図表は原則として**白黒**で作成すること。
- 複雑な図表を使用する場合や、多くの図表を使用する場合は Excel ファイルなどに収められたオリジナルデータを原稿とともに送付すること。

12. 原稿の分量

投稿論文の分量は、前記 10 条および 11 条の規定に従って打ち出した A4 サイズ原稿で、英文要旨、本文、図表、参考文献、巻末資料等を含めて **20 ページ程度**を上限とする（修論および博論要旨については上限 **5 ページ**）。ただし、編集委員会が必要と認めたものについては規定の分量を超えた原稿を掲載することができる。

13. 受理日

投稿論文の正式受理日は、編集委員長の指名した査読委員による査読、および編集委員会による採否決定を経て、最終的に本会誌への掲載を認められた日付とする。

14. 著者校正

著者校正は原則として印刷所入稿前に1回だけ行い、変更は字句の修正のみとする。ただし、用字用語や句読点、その他の編集上の最終的な判断は編集委員会が行う。

15. 至急査読（締め切り日を過ぎた投稿の扱い）

格段の事情がある場合は、投稿の締め切り日を過ぎた場合でも論文を投稿し、至急査読を受けて掲載を希望することができる。この場合、あらかじめ編集委員会宛てにその旨を申し出て了解を得ておくこと。ただし、これを受け付けるかどうかは編集委員会の判断による。

16. 掲載に関わる費用

原則として無料とする。ただし、規定のページ数を大幅に超えるものに対しては、別途定める規定により実費を請求することがある。

17. 掲載誌の贈呈

本会誌に掲載された論文の執筆者には、掲載号を3部贈呈するものとする（複数執筆者の場合は第1著者に3部贈呈）。これを超える部数については別途定める規定により実費を請求する。

18. 抜刷りに関わる費用

抜刷りは、執筆者から事前の要望があれば50部単位で作成し送付する。これにかかる費用については別途定める規定により執筆者に請求する。

19. 著作権

本会誌に掲載された著作物は日本メディア英語学会による正式な査読、および編集・校正等の作業を経たものであり、その著作権は日本メディア英語学会に帰属する。ただし、著作者自身が非営利的な目的のために自分の著作物を複製、翻訳、翻案などの形で利用する権利を妨げない。なお、その利用に際してはその著作物が本会誌に掲載されたものであることを明記しなければならない。

（※第19条附則も参照）

20. 著作権の侵害および名誉毀損に関わる責任

本会誌に掲載された著作物の内容については著作者自身が責任を負うものとし、当該著作物について他の著作権の侵害、名誉毀損またはその他の紛争が生じ、これによって本会に損害を与えた場合には、本会に対し当該損害を補填するものとする。

注) なお、一般の被験者を使った実験および調査（アンケート調査を含む）に関する論文を投稿するについては、当該実験および調査の結果を論文として公表することについて、あらかじめ被験者または回答者の同意を得ていなければならない。

21. その他

本規定の内容に疑義がある場合は編集委員会に問い合わせること。なお、本規定に定めのない事項については常識の範囲内で個々の執筆者が判断してかまわない。ただし、最終的な判断は編集委員会が行う。

第 19 条（著作権）附則

1. 本会誌に掲載された論文等の著作権は日本メディア英語学会に帰属する（「投稿規定」第 19 条）。
2. 学会に帰属する著作権は以下の諸権利を主な内容とする。
 - 1) 複製・出版権（紙媒体および電子媒体による複製、頒布、アーカイブ化、および公開・出版に関する権利）。
 - 2) 第 3 者に対して、本誌掲載著作物の複製・頒布・翻訳・翻案・引用およびアーカイブ化（著作物の電子化および有償・無償の一般公開を含む）等を許諾する権利。
3. 論文投稿者から学会への以上の著作権の譲渡は無償とし、期限を定めない。また、前記著作権の譲渡に関して、別途、許諾書等の作成を要しない。
4. 他人に譲渡することのできない著作者人格権については、著作者が前記の諸権利を日本メディア英語学会に譲渡した後においても原著作者に帰属する。
5. 原著作者は、本会誌に掲載された自己の著作物を、常識的に認められた範囲内で自ら使用、公表し、またこれを翻訳・翻案等して利用することができる。
6. ただし、本会誌に掲載された著作物は、原則として当該著作物の掲載号発行後 1 年間は、原著作者の個人ウェブサイトおよび第 3 者が開設・運営する電子図書館や学術情報公開サービス等の公開サーバを通じて一般に公開することはできないものとする。ただし、論文要旨 (Abstract) についてはこの限りでない。
7. 前項の規定にかかわらず、原著作者からの要求があり、かつ編集委員会が妥当と認めた場合は、所定の転載禁止期間に満たない場合でも、公的機関の開設・運営する電子アーカイブへの収録およびこれを通じた一般公開を認めることがある。
8. 本附則は過去の本誌掲載論文等に遡って適用する。ただし、自己の著作物について本附則の遡及的適用を除外することを希望する場合は、その旨、本学会事務局宛に申し出ることができる。
9. 投稿者は、投稿の時点で上記の諸条項に合意したものとみなす。